資料４

【案】

青森県立高等学校入学者選抜に関する
報　告　書

令和９年１月　　日

青森県立高等学校入学者選抜研究協議会

令和９年１月　　日

青森県教育委員会

教育長　風張　知子　殿

青森県立高等学校入学者選抜研究協議会

会　長　　和　久　秀　樹

青森県立高等学校入学者選抜研究協議会は、貴職から依頼された青森県立高等学校入学者選抜における検討事項について、慎重に研究協議を重ねてきました。

ここに、その結果を報告します。

目　　次

はじめに　・・・　1

Ⅰ　現行制度導入の経緯　・・・　2
1　現行制度導入の経緯　・・・　2
2　現行制度の概要　・・・　2

Ⅱ　現行制度の成果と課題　・・・　3
1　現行制度をめぐる状況　・・・　3
2　成果と課題　・・・　3

Ⅲ　今後の県立高等学校入学者選抜制度の在り方　・・・　7
1　改善の方向性　・・・　7
2　改善の具体策　・・・　9
3　留意事項　・・・　9

結びに　・・・　11

＜付録資料＞
資料１　青森県立高等学校入学者選抜研究協議会設置要項　・・・　13
資料２　青森県立高等学校入学者選抜研究協議会委員及び同専門委員会委員名簿　・・・　15
資料３　青森県立高等学校入学者選抜研究協議会及び同専門委員会開催状況　・・・　16

はじめに

県立高等学校入学者選抜制度は、平成２４年度に設置した県立高等学校入学者選抜研究協議会の報告書を受けて、平成２７年度入学者選抜から改善を加え現在に至っている。

現行制度は、それまで前期・後期の２回行われていた入学者選抜を一本化し、一般選抜と特色化選抜を全ての高校において実施している。また、入学者選抜では全募集人員を一括で募集し、各高校が提示する「求める生徒像・選抜方法等一覧」に照らして総合的に判断し合格者を決定しており、入学者選抜で欠員が生じた場合は、学力検査と面接等で選抜を行う再募集を実施しており、生徒の多様な能力、意欲等を見取るための一般選抜と特色化選抜の実施とともに、入学者選抜と再募集による受検機会の確保により、概ね安定的に運用されてきた。

令和８年４・５月に実施した生徒及び保護者を対象とするアンケート調査では、現行制度に対して一定の評価が得られたものの、現行制度の実施から１２年が経過し、学校教育をめぐる状況は大きく変化していることから、様々な課題が浮かび上がってきたのも事実である。

このような状況を踏まえ県教育委員会は、望ましい入学者選抜制度の在り方について検討するため本研究協議会を設置し、令和８年５月２７日に第１回会議を開催した。この会議において、以下の研究協議事項が依頼された。

（１）現行制度の成果と課題

（２）今後の入学者選抜制度の在り方（選抜制度、学力検査・調査書、受検機会・選抜日程）

また、本研究協議会には、専門委員会を置き、専門的事項を調査するとともに論点整理や研究協議の過程で必要となる資料等の作成を行ってきた。

本研究協議会は、県教育委員会より依頼された研究協議事項に関する検討結果をまとめ、ここに報告するものである。

Ⅰ　現行制度導入の経緯

１　現行制度導入に至った経緯

平成２４年度に設置した県立高等学校入学者選抜研究協議会では、ほとんどの学校において募集人員の割合が前期９０％、後期１０％となっており、後期は募集人員が少なく志願倍率が高くなるため、受かる高校を選択する傾向にあり、不本意な進路選択となっている生徒もいること、前期不合格者の中には、募集人員を前期・後期に分けていなければ合格していた生徒もいるとの課題が指摘され、報告書が提出された。県教育委員会は、この報告書を受けて逐次改善を進める中で、平成２７年度入学者選抜から現行制度を導入した。

なお、同協議会の報告書を受けて改善した主な内容は、以下のとおりである。

・前期・後期２回の入学者選抜を１回とし、全募集人員を一括で募集

・入学者選抜で一般選抜と特色化選抜を全ての高校において実施

・入学者選抜で欠員が生じた場合は再募集（学力検査５教科）を実施

２　平成２７年度入学者選抜から実施された現行制度の概要

（１）入学者選抜選抜（３月上旬実施、３月中旬合格発表）

ア　募集人員　・一般選抜と特色化選抜を合わせて、全募集人員を一括で募集する。
・一般選抜と特色化選抜の募集割合や、どちらを先に選抜するかは各高校が定め、あらかじめ公表する。
・特色化選抜は、全募集人員の１０～５０％の範囲で各高校が定める。

イ　選抜方法　・一般選抜では、県で統一した学力検査（合計５００点）と調査書、面接を選抜資料の基本とし、各高校が必要に応じて、作文、実技検査等を選抜資料に加える。
・特色化選抜では、一般選抜と同じ選抜資料をもとに、各高校及び学科の特色に応じて選抜資料の配点等を一般選抜とは別に定める。

（２）再募集（３月中旬実施・合格発表）

ア　募集人員　・入学者選抜の合格者数が募集人員に満たない高校・学科等において、その欠員数を補充する。

イ　選抜方法　・県で統一した５教科の学力検査（合計１００点）を実施する。
・学校裁量により実技検査、作文等を実施する。

（３）その他　・入学者選抜に合格している場合は、再募集に出願できない。

Ⅱ　現行制度の成果と課題

１　現行制度をめぐる状況

現行制度は、平成２７年度入学者選抜から実施され、令和９年度入学者選抜で１３年目を迎えた。

この間、県教育委員会では、毎年入学者選抜終了後、中学校及び高校関係者の意見をもとに、現行制度の実施上の諸課題について改善を図ってきた。

このような中、少子化に伴う入学者選抜志願者数の減少、部活動の地域展開、不登校児童生徒及び日本語指導が必要な児童生徒の増加や学習指導要領の改訂など、学校教育を取り巻く状況は大きく変化している。

また、令和８年４月、入学者選抜制度について生徒・保護者に対するアンケート調査を実施したところ、一般選抜と特色化選抜を一本化した現行制度に対する肯定的な意見がある一方、特色化選抜において生徒の多様な資質・能力を適切に見取ることや選抜日程等について、改善を要望する意見等も見られた。

２　成果と課題

本研究協議会では、現行制度をめぐる状況を踏まえ、現行制度に関する成果と課題について、選抜制度（一般選抜・特色化選抜の在り方等）、学力検査・調査書、受検機会・選抜日程という３つの観点から協議を行い、その結果を次のとおりまとめた。

（１）選抜制度（一般選抜・特色化選抜の在り方等）

	成　果	課　題
制度全体	○一般選抜と特色化選抜を一本化した選抜制度により、受検生は１回の出願で入学者選抜の受検が可能となっていることについて、受検生や保護者から概ね適切であるとの評価が得られている。 ○「求める生徒像・選抜方法等一覧」により、各高等学校の評価基準が事前に示されていることについて、一定の理解が得られている。	○一般選抜と特色化選抜のどちらの選抜枠で合格したか分からないため、受検生や保護者から不透明であるとの指摘がある。 ○「求める生徒像・選抜方法等一覧」が事前に示されているものの、十分に理解されていないとの指摘がある。
特色化選抜	○学力だけでなく、部活動、地域クラブ活動、特別活動、意欲や適性など、受検生の多様な資質・能力の多面的な評価や、学校の特色に応じた選抜が可能となっている。	○部活動の地域展開が進む中で、部活動や地域クラブ活動の実績等を点数化することについて、公平性を疑問視する意見が挙げられている。 ○生徒の多様な資質・能力を、中学校等が適切に見取ることや、高等学校が公平に評価することの難しさが指摘されている。
多様な背景を持つ生徒への対応	○多様な背景を持つ生徒に対して、合理的な配慮のもとで、適切に選抜が実施されている。	○日本語支援が必要な生徒のために、一部の高等学校に特別な定員枠を設置するなど、選抜方法の改善が必要であるとの意見が挙げられている。 ○次期学習指導要領に向けて、不登校生徒等への対応において、改善の余地があるとの指摘がある。

（2）学力検査・調査書

	成　果	課　題
学力検査	○学習指導要領に基づき、知識の量や程度に偏ることなく、記述式問題を多く取り入れるなど、思考力等を問う出題となっており、学力検査問題として適切であるとの評価が得られている。	○国語の放送による検査について、「聞くこと」の力を見取るために必要であるという意見がある一方で、記憶力を測るだけの出題となっているのではないかとの指摘がある。
調査書	○当日の学力検査だけでは見取ることができない中学校３年間の生徒の努力や、優れている点等を多面的に評価するための選抜資料として、適切に活用されている。	○在籍する学校における出席の状況のみをもって、選抜における生徒の不利益とはならないものの、「欠席の状況」欄が不登校生徒等にとって心理的負担になる懸念がある。 ○特色化選抜における部活動等の点数化について、公平性を疑問視する意見があるため、「部活動」欄の取扱いを検討するべきであるとの指摘がある。

（３）受検機会・選抜日程

	成　果	課　題
受検機会	○入学者選抜（追検査を含む）、再募集と、多段階による選抜により受検機会が適切に確保されており、生徒は安心して受検できるようになった。 ○一般選抜と特色化選抜を合わせた全募集人員を一括で募集する現行制度は、受検生にとって出願・受検回数が複数に及ばないように配慮されており、学校側にとっても事務負担が軽減されている。	○再募集の実施について、出願者数の減少が課題となっている。 ○複数回の出願・受検・選抜が受検生や学校側の負担となっていることから、併願制等の検討を望む意見が挙がっている。
選抜日程	○中学校等の授業時数の確保や、中学校等及び高等学校の学校行事の観点から、選抜日程は概ね妥当であるとの評価が得られている。	○３月に入学者選抜、追検査、再募集の最大３回の学力検査等を実施することや、再募集の日程が遅いことにより、次年度に向けた準備期間が確保できない状況にあり、高等学校の負担が大きくなっている。 ○保護者から、入学準備のために選抜日程を前倒しする意見が挙がっている一方で、中学校等における授業時数の確保や、受検後から高等学校入学までの学習意欲の維持に影響があるとの指摘がある。

Ⅲ　今後の県立高等学校入学者選抜制度の在り方

１　改善の方向性

今後の望ましい入学者選抜制度の在り方について、改善策を検討するにあたり、生徒・保護者を対象に実施したアンケート調査結果、学校教育を取り巻く状況が大きく変化していること、現行制度の成果と課題等を踏まえ、「選抜制度（一般選抜・特色化選抜の在り方等）」、「学力検査・調査書」、「受検機会・選抜日程」という観点から、以下のとおり改善の方向性をまとめた。

（１）選抜制度（一般選抜・特色化選抜の在り方等）

ア　入学者選抜において第２志望校まで出願できる選抜制度の導入

受検生の心理的負担への配慮及び学校の負担軽減の観点から、入学者選抜において第２志望校まで出願できる選抜制度の導入等により、入学者選抜と再募集の一体的な改善を検討する必要がある。

イ　部活動及び地域クラブ活動等の点数化

部活動の地域展開が推進されている現状を踏まえ、部活動や地域クラブ活動等に係る評価方法や点数化の在り方について様々な意見が出され、その扱いについては意見が分かれた。

ウ　選抜の透明性の確保

一般と特色化のどちらの選抜で合格したかについては、保有個人情報の提供の対象となっていないため、不透明であるとの指摘があり、様々な意見が出された。

エ　日本語支援が必要な生徒への配慮

日本語支援が必要な生徒が増加傾向にあることを踏まえ、日本語支援が必要な生徒が学ぶ機会を確保する必要がある。

これらの観点から、現行制度の成果を生かし、一般選抜と特色化選抜を一本化した入学者選抜を実施することを基本とするが、入学者選抜に第２志望校まで出願できる制度を導入することが望ましい。

また、入学者選抜では現行どおり一般選抜と特色化選抜を行うこととし、第２志望校まで出願する場合においても、学力検査は第１志望校における１回の実施とすることが望ましい。

日本語支援が必要な生徒への配慮については、多様性を包摂する観点から、選抜方法及び入学後の指導体制について検討する必要がある。

一般と特色化のどちらの選抜で合格したか情報提供することについては、受検生の心情を配慮し、慎重に検討する必要がある。

なお、部活動及び地域クラブ活動等の点数化については、現行制度の成果を生かし、受検生の多様な能力、意欲、適性等を適切に評価することが望ましいという意見がある一方で、中学

校における部活動の地域展開には地域差があり、公平性の観点から現状のままの点数化には課題があるという意見があったことを付す。

（２）学力検査・調査書

ア　国語の放送による検査の改善

記憶力を測るだけの出題となっているのではないかとの指摘があり、実施の是非や出題内容について意見が分かれた。

イ　調査書の「部活動」欄の見直し

部活動に加入していない生徒は「部活動」欄が斜線となるため、入学者選抜において不利になるのではないかとの誤解を与えるおそれがあることや、部活動の地域展開が推進されている現状を踏まえ、「部活動」欄の取扱いについて検討する必要がある。

ウ　不登校生徒への配慮

不登校生徒にとって、調査書に欠席日数を記載する欄があることによる心理的負担や、入学者選抜における不安につながっているとの指摘があることや、不登校生徒が増加傾向にある状況を踏まえ、調査書の「欠席の状況」欄や「各教科の学習の記録」欄の取扱いについて検討する必要がある。

これらの観点から、国の動向等を注視しながら、調査書の記載事項を見直すことが望ましい。

国語の放送による検査については、生徒の聞き取る力を見取る方法として、放送による検査の在り方を検討することが望ましい。

（３）受検機会・選抜日程

ア　受検機会の確保

現行制度の成果を生かし、入学者選抜により欠員が生じた場合は、補充するための再募集の実施を検討する必要がある。

イ　選抜日程の改善

現在の選抜日程を基本としつつ、追検査の実施により長期化している選抜日程を改善する観点から、入学者選抜と再募集の一体的な改善を検討する必要がある。

これらの観点から、入学者選抜と再募集の一体的な改善を図るため、入学者選抜に第２志望校まで出願できる選抜制度を導入することが望ましい。また、入学者選抜に第２志望校まで出願できる選抜制度を導入する場合についても、多様な選抜方法の拡充や、受検機会を確保する観点から、再募集を実施することが望ましい。

２　改善の具体策

（１）選抜制度（一般選抜・特色化選抜の在り方等）

ア　現行制度の成果を生かし、一般選抜と特色化選抜を一本化した入学者選抜を実施し、入学者選抜で全募集人員を一括募集する。また、特色化選抜の選抜において、生徒の多様な能力、意欲、適性等を適切に評価することが望ましい。

イ　入学者選抜で、第１志望と異なる学校への第２志望までの出願を認め、当該高校を第１志望とする出願者が募集人員に満たない場合に、第２志望とした出願者から合格を決定することが望ましい。また、第２志望校への出願による新たな検査を実施しないことが望ましい。

ウ　日本語支援が必要な生徒の定員枠を設置することが望ましい。

エ　一般と特色化のどちらの選抜で合格したか情報提供することについて、情報提供しないことが望ましい。

（２）学力検査・調査書

ア　国語の放送による検査について、重視されるべき能力を適切に評価することに留意し、生徒の聞き取る力を見取る方法の妥当性について検討する必要がある。

イ　調査書の「部活動」欄及び「欠席の状況」欄を削除し、記入欄を見直すことが望ましい。

（３）受検機会・選抜日程

ア　入学者選抜に第２志望校まで出願できる選抜制度を導入し、このほかに再募集を実施することが望ましい。なお、入学者選抜で合格した者は、再募集に出願できないこととする。

イ　入学者選抜及び再募集の全日程を、３月中旬までに終了することが望ましい。

３　留意事項

（１）入学者選抜において第２志望校まで出願できる選抜制度について

第２志望校における選抜方法について、第１志望校で受検した学力検査の得点の取扱いや、学力検査及び追検査を受検できなかった受検生の取扱い等について、検討する必要がある。

（２）日本語支援が必要な生徒への配慮について

出願資格及び選抜方法等を検討するとともに、入学後の受入体制を整備する必要がある。

（３）不登校生徒への配慮について

不登校生徒の多様な実態を踏まえ、特別の教育課程における学びを高等学校へ適切に接続する観点から、評定及び記述による評価等や、自己申告書の取扱いについて、引き続き検討する必要がある。

（４）部活動及び地域クラブ活動等の評価について

特色化選抜における部活動及び地域クラブ活動等の実績等の点数化については、慎重に検討する必要がある。また、「求める生徒像・選抜方法等一覧」の表記等を改善するなど、生徒、保護者にわかりやすく伝わるようにすることが望ましい。

（５）再募集の検査等について

調査書及び面接を基本とするが、学校の負担軽減及び受検生の学力を適切に見取る観点から、学力検査の実施について慎重に検討する必要がある。

（６）選抜日程について

期日の決定については、今後の状況の変化や選抜実施年度の曜日など、中学校及び高校関係者の意向を踏まえ、日程調整する必要がある。

結びに

グローバル情勢は、協調・競争のみならず、分断・対立の様相を深めつつあり、混迷の度を増しており、気候変動等に伴う自然災害の激甚化により、予測困難性も高まっている。また、デジタル技術の発展等による激しい変化を背景に、ＡＩ・ロボットの普及等に伴って産業・就業構造は大きく変化するなど、社会や経済の先行きに対する不確実性がこれまでになく高まる中、「人生１００年時代」の到来に伴う就業期間の長期化とも相まって、マルチステージの人生モデルへの転換が進むことが想定される。このため、今後の社会を生きるこどもたちは、より長い人生において、より多くの「人生の場面転換」と向き合いながら、生き方や働き方を個人が主体的にデザインしていく社会となっていくことを見据えながら、生涯にわたって主体的に学び続ける力、自らの人生を舵取りする力を育成することが求められている。

このことを踏まえ、高等学校入学者選抜についても、本県のこどもたちが将来の夢や希望を叶えるために、変化が激しい社会に必要な資質・能力を身につける不断の努力や学校生活の様々な活動に主体的に取り組む意欲が適切に評価される制度を目指したものでなくてはならない。

本研究協議会では、中学校、高等学校の教員、教育関係者、保護者の代表がそれぞれの立場から、またその立場を超えて、こどもたちの多様な能力、意欲等が適切に評価される入学者選抜制度となるよう、まず現行制度の成果と課題について協議した。そのうえで、今後の望ましい入学者選抜制度の在り方について、「選抜制度（一般選抜・特色化選抜の在り方等）」、「学力検査・調査書」、「受検機会・選抜日程」の観点で慎重に検討し議論を重ね、その結果を報告書としてまとめるに至った。

県教育委員会においては、報告書の趣旨を踏まえ、可能な限り迅速に新しい入学者選抜制度の構築に取り組むとともに、中学生やその保護者等に対して、十分周知するなどその定着に努められることを期待し、報告の結びとする。

付　録　資　料

資料１　青森県立高等学校入学者選抜研究協議会設置要項

（設置及び業務）

第１条　青森県立高等学校入学者選抜に関する諸問題について研究協議を行うため、青森県立高等学校入学者選抜研究協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

２　協議会は、青森県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める協議事項に関する意見を、教育長に報告する。

（組　織）

第２条　協議会は、教育長が委嘱する次の１７名の委員で組織する。

県立高等学校長	３名
中学校長	３名
小学校長	１名
私立高等学校長	１名
市町村教育委員会教育長	１名
小中学生の保護者	２名
高校生の保護者	２名
教職員組合代表	２名
学識経験者	２名

（会長等）

第３条　協議会に会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長の選任は、委員の互選による。

３　会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

（専門委員会）

第４条　協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員会を置く。

２　専門委員会は、教育長が委嘱する次の９名以内の委員で組織する。

県立高等学校長	２名（協議会委員が兼務）
中学校長	１名（協議会委員が兼務）
県立高等学校教頭	１名
中学校教頭	１名
県立高等学校教員	２名
中学校教員	２名

３　専門委員会に委員長及び副委員長を置き、協議会の委員が兼務する。

４　委員長及び副委員長は、協議会の会長が指名する。

５　委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

６　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

（任　期）

第５条　協議会及び専門委員会の委員の任期は、委嘱した日から令和９年３月３１日までとする。ただし、委嘱期間は更新できる。

（会　議）

第６条　協議会及び専門委員会の会議は、教育長が招集する。

（事務局）

第７条　協議会の事務局は、教育庁学校教育課に置く。

（その他）

第８条　この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附　則

この要項は、令和８年５月１２日から施行する。

資料２　青森県立高等学校入学者選抜研究協議会委員及び同専門委員会委員名簿

（1）青森県立高等学校入学者選抜研究協議会委員

	委員職	委員氏名	所属・役職名	
1	会長	和　久　秀　樹	青森公立大学	入学者選抜専門監
2	副会長	福　士　貴　博	青森県立弘前高等学校	校長
3	委員	古　川　浩　樹	青森中央学院大学	教授
4	委員	工　藤　裕　司	青森市教育委員会	教育長
5	委員	里　村　智　彦	八戸聖ウルスラ学院中学高等学校	校長
6	委員	木津谷　春　樹	青森県ＰＴＡ連合会	副会長
7	委員	成　田　卓　也	青森県ＰＴＡ連合会	副会長
8	委員	髙　橋　尚　裕	青森県高等学校ＰＴＡ連合会	顧問
9	委員	中　村　友　美	青森県高等学校ＰＴＡ連合会	
10	委員	松　尾　健　治	青森市立千刈小学校	校長
11	委員	三　橋　信　子	青森市立造道中学校	校長
12	委員	石　田　盛　彦	弘前市立第二中学校	校長
13	委員	三　楾　央　尚	八戸市立是川中学校	校長
14	委員	長　内　尚　明	平川市立平賀西中学校	教諭
15	委員	中　山　康　夫	青森県立青森中央高等学校	校長
16	委員	小笠原　理　高	青森県立三本木農業恵拓高等学校	校長
17	委員	片　桐　　拓	青森県立弘前工業高等学校	教諭

（2）青森県立高等学校入学者選抜研究協議会専門委員会委員

	委員職	委員氏名	所属・役職名	
1	委員長	福　士　貴　博	青森県立弘前高等学校	校長（協議会と兼務）
2	副委員長	三　橋　信　子	青森市立造道中学校	校長（協議会と兼務）
3	委員	横　山　尚　子	青森市立甲田中学校	教頭
4	委員	八　代　昌　樹	弘前市立第一中学校	教諭
5	委員	白　戸　栄　治	八戸市立白銀中学校	教諭
6	委員	中　山　康　夫	青森県立青森中央高等学校	校長（協議会と兼務）
7	委員	氣　田　章　正	青森県立青森高等学校	教頭
8	委員	竹　園　通　之	青森県立八戸高等学校	教諭
9	委員	池　田　晋　平	青森県立尾上総合高等学校	教諭

資料３　青森県立高等学校入学者選抜研究協議会及び同専門委員会開催状況

	研究協議会		専門委員会	
	開催期日	協議事項	開催期日	調査・検討事項
令和8年5月	第１回研究協議会 ５月２７日（水） 東奥日報新町ビル	１　現行制度導入の経緯 ２　研究協議事項・開催予定 ３　現行制度の実施状況（成果と課題） ４　専門委員会の調査事項	第１回専門委員会 ５月２７日（水） 東奥日報新町ビル	１　調査日程 ２　調査内容・作業
6月			第２回専門委員会 ６月２９日（月） 県庁会議室	１　研究協議会に提示する資料 ２　現行制度の成果と課題
7月	第２回研究協議会 ７月９日（木） ウェディングプラザアラスカ	１　専門委員会からの調査・検討の報告 ２　現行制度の成果と課題		
8月	第３回研究協議会 ８月２０日（木） 新町キューブ	１　現行制度の成果と課題 ２　部活動等の点数化 ３　他県の実施状況（併願制度） ４　課題解決に向けた方向性	第３回専門委員会 ８月４日（火） 県庁会議室	１　現行制度の成果と課題 ２　他県の実施状況（併願制度等） ３　課題解決に向けた方向性
9月			第４回専門委員会 ９月１日（火） 県庁会議室	１　現行制度の成果と課題 ２　課題解決に向けた方向性 ３　報告書の構成 ４　改善の方向性・具体策
10月	第４回研究協議会 １０月１日（木） 県庁会議室	１　現行制度の成果と課題 ２　課題解決に向けた方向性 ３　報告書の構成 ４　改善の方向性・具体策	第５回専門委員会 １０月１５日（水） 県庁会議室	１　改善の方向性・具体策 ２　報告書案
11月	第５回研究協議会 １１月５日（木） 県庁会議室	１　改善の方向性・具体策 ２　報告書案		
12月	第６回研究協議会 １２月１７日（木） 新町キューブ	１　報告書	第６回専門委員会 １２月２日（水） 県庁会議室	１　改善の方向性・具体策 ２　報告書案
9年1月	報告書提出　令和９年１月　日（　）			